

平成 24 年度における租税条約等に基づく情報交換事績の概要

経済のグローバル化に伴い、企業や個人の海外取引や海外資産の保有・運用が増加する中、国税庁では、租税条約等の規定に基づく外国税務当局との情報交換を積極的に実施することにより、適正・公平な課税の実現に努めています。

今般、平成 24 年度（24 年 4 月～25 年 3 月）における情報交換の実施状況がまとまりましたので報告します。

1. 租税条約等に基づく情報交換の実施状況

租税条約等に基づく情報交換には、主に、「要請に基づく情報交換」、「自発的情報交換」及び「自動的情報交換」の 3 つの類型があり、我が国では、いずれについても積極的な実施に努めています。

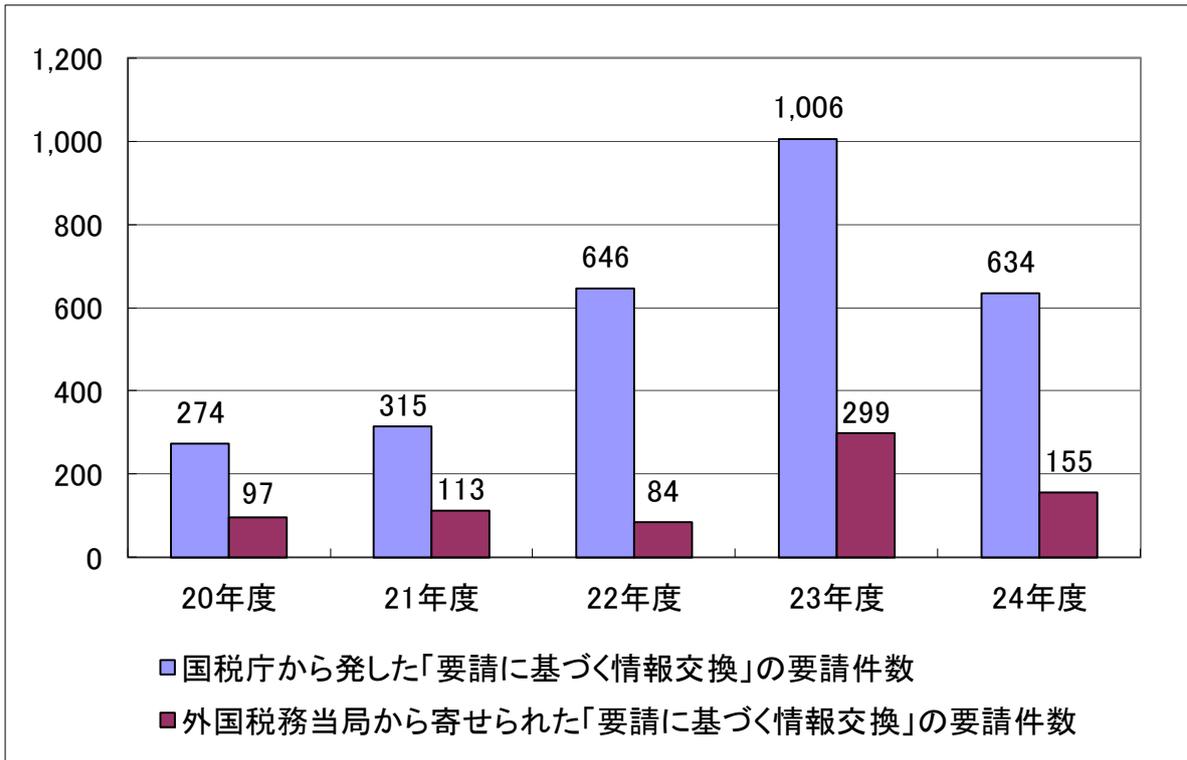
(1) 「要請に基づく情報交換」

【ポイント】

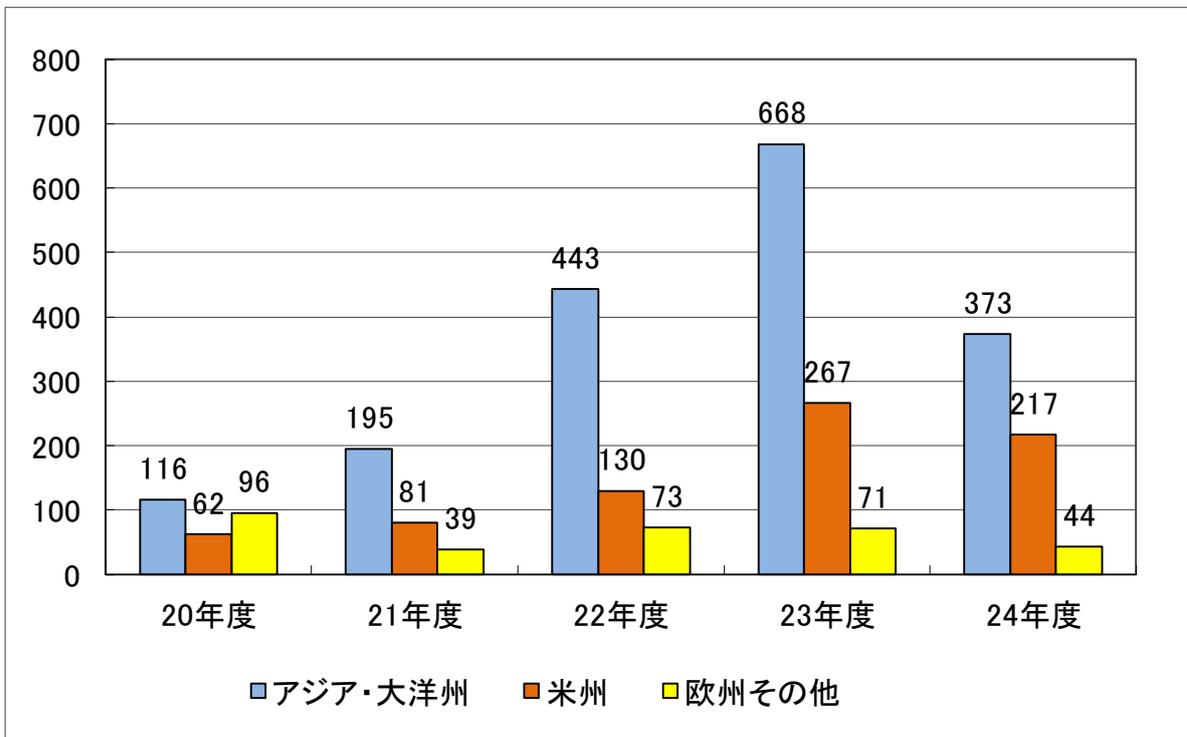
情報交換ネットワーク拡大の流れを受け、「要請に基づく情報交換」の件数は高水準で推移。

- 平成 24 年度に国税庁から外国税務当局に発した「要請に基づく情報交換」の要請件数は 634 件となっています。また、地域別に見ると、アジア・大洋州の国・地域向けの要請が 373 件となり、全体の約 6 割を占めています。
- 平成 24 年度に外国税務当局から国税庁に寄せられた「要請に基づく情報交換」の要請件数は 155 件となっています。国税庁では、外国税務当局から寄せられた「要請に基づく情報交換」についても、適切な対応に努めています。

グラフ1 「要請に基づく情報交換」の要請件数の推移（平成20～24年度、単位：件）



グラフ2 国税庁から外国税務当局に発した「要請に基づく情報交換」の要請件数の地域別の推移（平成20～24年度、単位：件）



- 「要請に基づく情報交換」は、個別の納税者に対する調査等において、国内で入手できる情報だけでは事実関係を十分に解明できない場合に、条約等締結相手国・地域の税務当局に必要な情報の収集・提供を要請するものです。
- 「要請に基づく情報交換」は、海外の法人等との取引の内容や、海外金融機関との取引の内容など、国際的な取引の実態や海外資産の保有・運用の状況を解明する有効な手段となっています。
- 「要請に基づく情報交換」を利用することにより、外国税務当局から、海外法人の決算書及び申告書、登記情報、契約書、インボイス、銀行預金口座に関する情報、海外法人における経理処理が分かる帳簿などの情報が提供されており、調査に活用されています。
- 最近では、タックスヘイブン国からも、タックスヘイブン国に設立された法人に係る登記情報、出資者や役員に関する情報、設立説明書、定款、財務諸表、取引のある金融機関に関する情報などが提供されており、タックスヘイブン国に設立された法人の実態把握などに活用されています。

「要請に基づく情報交換」の活用例

☆ 非居住者による日本国内の不動産の譲渡について、日本における所得税の申告が確認できなかったため、外国税務当局から情報を入手し、譲渡所得の申告漏れを把握した。

(2) 「自発的情報交換」

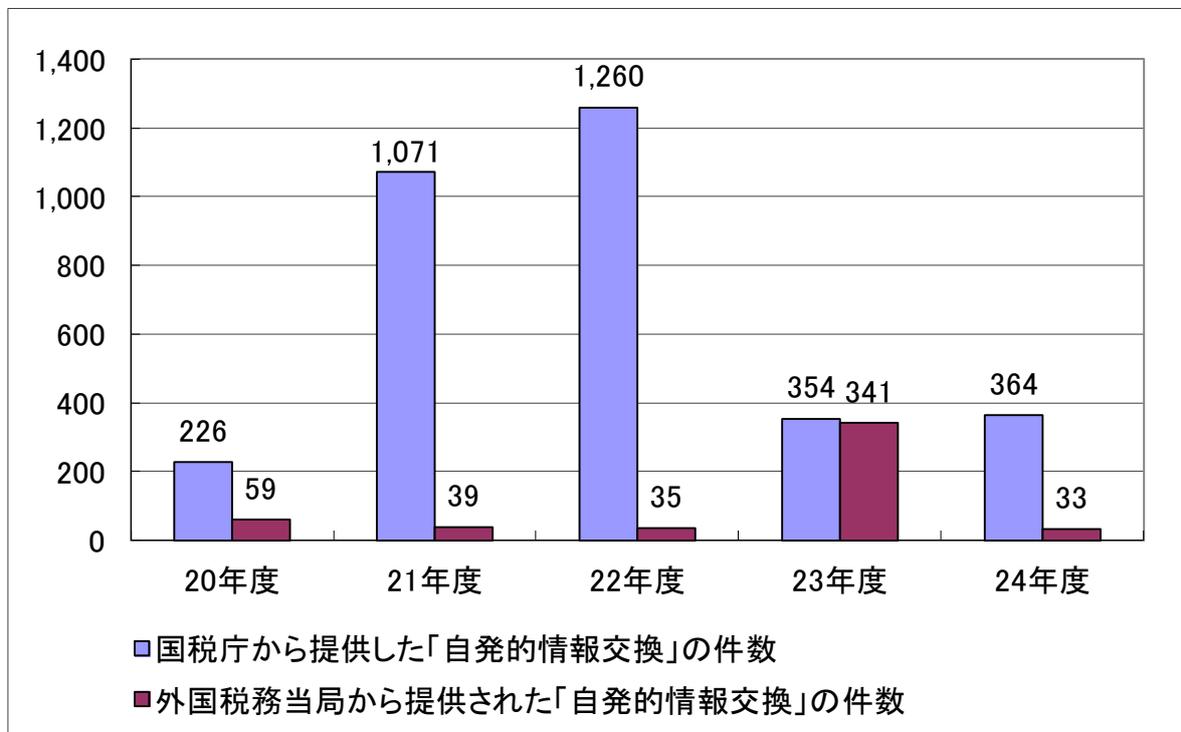
【ポイント】

我が国からの要請件数が、外国当局からの要請件数を大幅に上回る中、外国税務当局に対する自発的な情報提供も積極的に実施。

- 平成 24 年度に国税庁から外国税務当局に提供した「自発的情報交換」の件数は 364 件となっています。364 件の地域別の内訳は、アジア・大洋州向けが 301 件と全

体の8割超を占めています。他方、外国税務当局から国税庁に提供された「自発的情報交換」の件数は33件となっています。

グラフ3 「自発的情報交換」件数の推移（平成20～24年度、単位：件）



- 「自発的情報交換」は、例えば、自国の納税者に対する調査等の際に入手した情報で外国税務当局にとって有益と認められる情報を自発的に提供するものです。
- 我が国から外国税務当局への情報交換要請件数が、外国税務当局から我が国への情報交換要請件数を大幅に上回る中、国税庁では、外国税務当局に対する「自発的情報交換」の積極的な実施に努めています。

「自発的情報交換」の実施例

- ☆ 国内法人が、海外取引先に対する支払の一部を、第三国（タックスヘイブン国）に開設された口座に送金しており、海外取引先における申告漏れが想定されたことから、この事実を海外取引先の所在地国・地域の外国税務当局に提供した。
- ☆ 外国税務当局から、日本法人が海外の法人と通謀して外注費を水増し請求させ、水増し分を日本法人の代表者が現地で受け取っているとの情報提供を受けた。

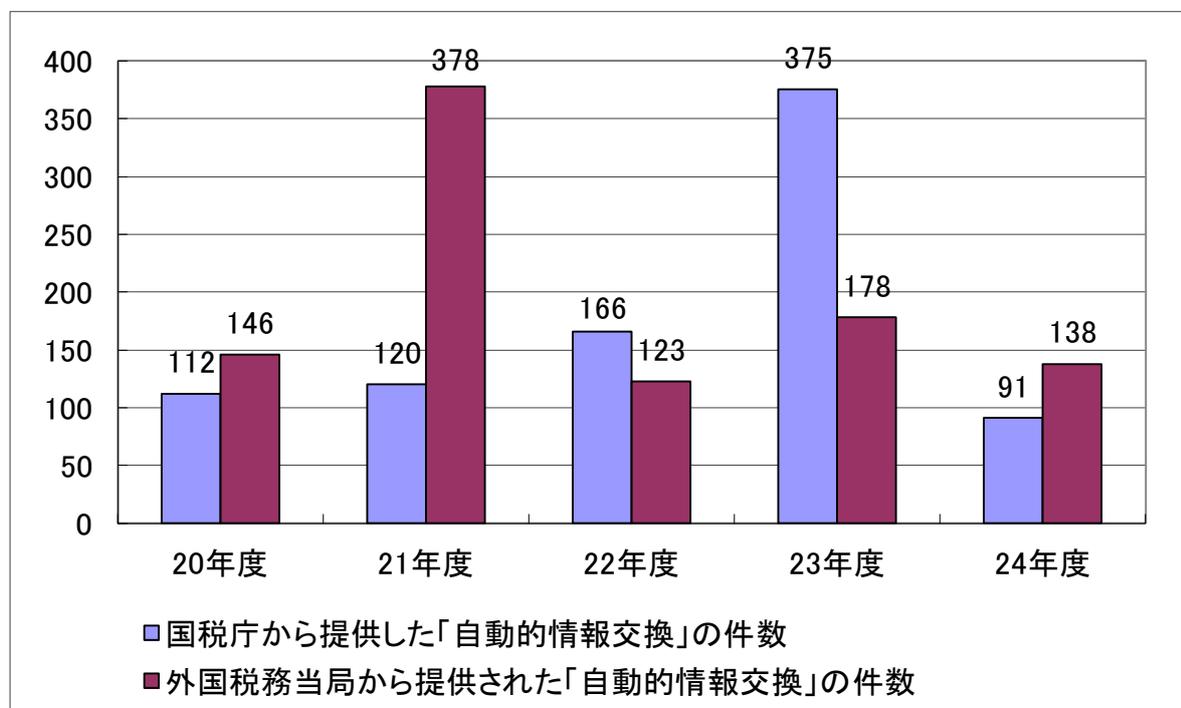
(3) 「自動的情報交換」

【ポイント】

法定調書等から把握した非居住者への支払に関する情報を、外国税務当局との間で交換。海外投資所得の申告漏れの把握等に活用。

- 平成 24 年度に国税庁から外国税務当局に提供した「自動的情報交換」の件数は、約 9 万 1 千件となっています。他方、外国税務当局から国税庁に提供された「自動的情報交換」の件数は、約 13 万 8 千件となっています。

グラフ 4 「自動的情報交換」件数の推移（平成 20～24 年度、単位：千件）



- 「自動的情報交換」は、法定調書等から把握した非居住者への支払等（配当、不動産所得、無形資産の使用料、給与・報酬、キャピタルゲイン等）に関する情報を、支払国の税務当局から受領国の税務当局へ一括して送付するものです。
- 国税庁では、外国税務当局から「自動的情報交換」により提供を受けた利子、配当等に関する情報を申告内容と照合し、海外投資所得や国外財産等について内容を確認する必要があると認められた場合には、税務調査を行うなど、効果的に活用しています。

「自動的情報交換」の活用例

「自動的情報交換」により入手した海外金融機関からの受取利子に関する資料をもとに、

- ☆ 国内居住者の所得税の申告状況を検討したところ、当該預金利息が申告されていないことを把握した。
- ☆ 国内居住者の相続税の申告状況を検討したところ、国外に保有する財産が申告されていないことを把握した。

2. 効果的な情報交換の実施に向けた取組

【ポイント】

外国税務当局との「情報交換ミーティング」や「国際タックスシェルター情報センター」等を活用し、情報交換を効果的かつ効率的に実施。

(1) 外国税務当局との「情報交換ミーティング」の実施

- 租税条約等に基づく情報交換は、通常、関係当局間での文書やデータの送交付により実施することとなりますが、複雑な取引に係る情報提供要請で文書等のやり取りのみでは外国税務当局の正確な理解を得ることが困難と見込まれる事案や、特に迅速な情報入手が必要な事案については、国税庁や国税局・税務署の職員が相手当局の担当者と直接面談し、事案の詳細や解明すべきポイント等について説明・意見交換を行う「情報交換ミーティング」を開催することにより、情報交換の効果的かつ効率的な実施に努めています。

(2) 「国際タックスシェルター情報センター」の活用

- 国際タックスシェルター情報センター（Joint International Tax Shelter Information Centre : JITSIC）は、日、米、英、独、仏、加、豪、中、韓の9か国の税務当局により設置されている組織で、ロンドン、ワシントンの両事務所に派遣された各国職員が、国際的租税回避スキーム及び富裕層に関連した情報交換要請への対応や調査手法等の知見の共有に取り組んでいます。

- 国税庁では、JITSIC のロンドン事務所・ワシントン事務所に派遣している職員を通じて、効果的・効率的な情報交換の実施や、課税上有益と認められる情報の収集に努めています。

3 租税条約等に基づく情報交換ネットワークの現状

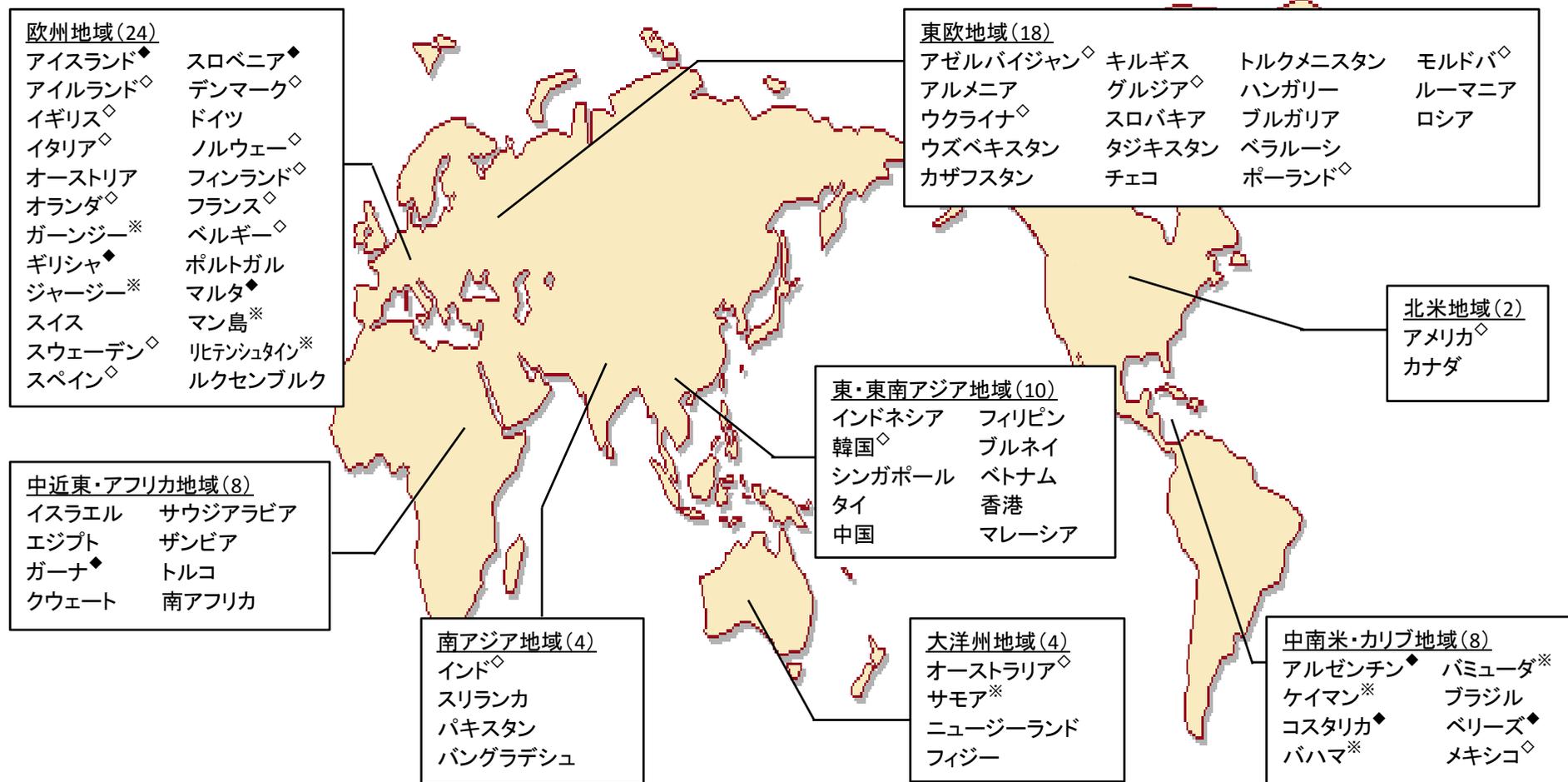
【ポイント】

**税務行政執行共助条約が本年 10 月 1 日に発効。
租税情報交換の重要性に関する世界的認識が高まる中、我が国の情報交換ネットワークも、60 条約（78 か国・地域に適用）まで増加。**

- 経済の国際化が進展する中、国際的租税回避行為に対する対応を強化するため、各国では、租税条約等に基づく情報交換の枠組みの拡大・強化が図られています。我が国においても、新たな租税条約等の締結を進めたり、既存の租税条約等を改正したりして、国際的な基準にのっとった情報交換に関する枠組みの整備を図っています。
- 最近では、二国間の枠組みとして、リヒテンシュタイン（平成 24 年 12 月）、クウェート（平成 25 年 6 月）、サモア（平成 25 年 7 月）、ポルトガル（平成 25 年 7 月）、ガーンジー（平成 25 年 8 月）及びジャージー（平成 25 年 8 月）との租税条約等が発効しました。これらの租税条約等の全てに情報交換規定が設けられています。
- また、平成 25 年 10 月 1 日には、多国間の枠組みとして税務行政執行共助条約が我が国について発効しました。
税務行政執行共助条約は、本条約の締約国間で、租税に関する行政支援（情報交換・徴収共助・送達共助）を相互に行うための多国間条約であり、本条約を締結することにより、より多くの国と協力して国際的な脱税及び租税回避に適切に対処していくことが可能になります。
平成 25 年 10 月 1 日現在、税務行政執行共助条約が発効している国は、日、米、英、仏、伊、韓等 30 か国となっています。
- 平成 25 年 10 月 1 日現在、発効済みの租税条約等は 60、適用対象国・地域は 78 か国・地域となっています。

我が国の情報交換ネットワーク

〔60条約、78か国・地域適用／平成25年10月末現在〕



(注1) 多国間条約である税務行政執行共助条約、及び旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が承継されているため、条約数と国・地域数が一致しない。

(注2) ※ は、租税に関する情報交換規定を主体とするもの。

◇ は、税務行政執行共助条約が発効している国・地域、◆ は、そのうち我が国と二国間の租税条約を締結していない国・地域。